

月の途中で新たに生活保護の受給者になった場合の介護報酬算定の取り扱い

(第1号被保険者)

(基本事項)

月の途中で保護を開始又は廃止された場合、

介護の報酬が一日又は一回単位とされているサービス

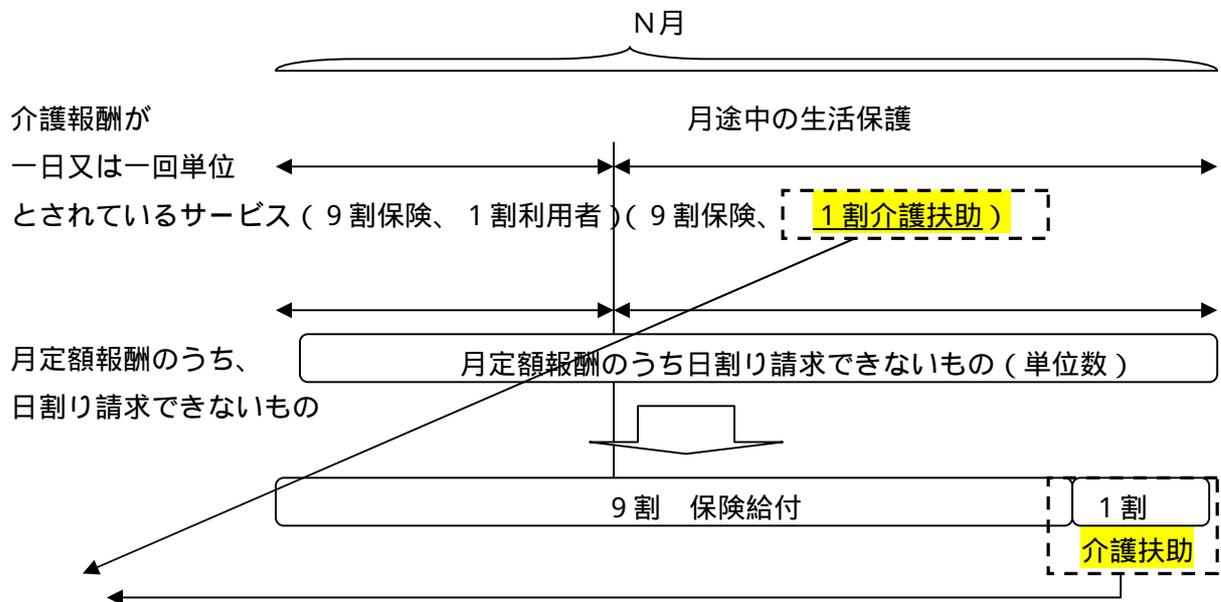
保護適用期間中につき介護扶助とする

介護の報酬が月単位とされているサービス

月単位定額報酬の場合、「1月につき」のサービスコードを記載せず、算定単位が「1日につき」のサービスコードを記載する

月定額報酬のうち、加算等日割り計算を行わないものは

介護扶助の対象とします



介護券に本人支払額がある場合は、本人支払額を控除した残りの額が介護扶助(公費請求額)

介護給付費明細書の記載要領から抜粋

以下のサービスにおいて、月途中において「月の一部の期間が公費適用期間」であった場合、算定単位が「1月につき」のサービスコードを記載せず、算定単位が「1日につき」のサービスコードを記載し、請求する。

< 該当種類サービス >

- ・ 介護予防特定施設入所者生活介護における外部サービス利用型の
介護予防訪問介護、介護予防通所介護、介護予防通所リハビリテーション(加算は除く)
- ・ 介護予防訪問介護、介護予防通所介護(加算は除く)、介護予防通所リハビリテーション(加算は除く)
- ・ 夜間対応型訪問介護、小規模多機能型居宅支援、介護予防小規模多機能型居宅支援

65歳以上の利用者(1号)が月の途中(1月21日)で生活保護になった場合

(被保険者番号が変わらないため生保利用の有無で分割請求)

給付費明細欄	サービス内容	サービスコード		単位数			回数・日数	サービス単位数			公費分回数	公費対象単位数			摘要	
		サービス名(1 2)	X	X				1 0 0	3 1				1 1			

請求額集計欄	サービス種類コード / 名称	X	X	サービス名称												
	サービス実日数	3	1	日												
	計画単位数			3 1 0 0												
	限度額管理対象単位数			3 1 0 0												
	限度額管理対象外単位数															
	給付単位数(のうち少ない数)+			3 1 0 0												
	公費分単位数			1 1 0 0												
	単位数単価	1 0 0 0		円/単位												
	保険請求額			2 7 9 0 0												
	利用者負担額			2 0 0 0												
公費請求額(3)			1 1 0 0													
公費分本人負担(4)			0													

【注】

1. 1回につき・1日につきの単位数での請求サービスについては、それぞれの日数・回数で請求してください。
2. 月包括単位のサービスについては日割りコードにて分割し、それぞれの日数・回数で請求してください。
3. 公費請求額 = [(公費分単位数 × 単位数単価) × (公費給付率 - 保険給付率)] - 公費分本人負担
4. この記載例は公費分本人負担額なしの場合の記載例になります。公費分本人負担額は介護券等でご確認をお願いします。